

一般社団法人日本神経学会各種委員会設置に関する規程

平成23年7月16日制定

平成29年7月15日改正

第1条 一般社団法人日本神経学会は、一般社団法人日本神経学会定款第26条および一般社団法人日本神経学会委員会に関する細則（以下「委員会細則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり委員会を設置する。

1 常置委員会

委員会名 ()内は専門部 会	設置目的	備考
あり方委員会	学会の基盤整備、将来計画に関すること。	
将来構想委員会	1 神経内科領域の研究・教育・診療、特に研究の方向性や学会としてのありべき姿について審議し、わが国ならびに世界の情勢とも比較検討し、方針をまとめる。 2 前記に関し、必要に応じて会員あるいは関連学会、国に対して提言を行う。	
財務委員会	予算・決算およびその他財務に関すること。	
編集委員会	1 機関誌「臨床神経学」の編集と刊行に関すること。 2 投稿論文の査読を通して神経学における会員の資質向上をめざし、また論文掲載を通して種々の情報を共有することで神経疾患診療の向上を図ること。	

広報委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホームページの作成と維持・管理に関すること。 2 市民公開講座の企画・実施に関すること。 3 外部団体や社会への広報・宣伝に関すること。 	
診療向上委員会	診療と保険請求に関すること	
専門医認定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医制度の企画に関すること。 2 専門医試験の実施に関すること。 3 その他専門医制度の運用に関すること。 	
(認定更新小委員会)	専門医の資格更新に関すること。	
施設認定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設制度の企画に関すること。 2 教育施設、准教育施設および教育関連施設の認定及び認定更新に関すること。 3 指導医の資格認定および認定更新に関すること。 4 その他、教育施設制度の運用に関すること。 	
教育委員会	医学生、研修医等若手医師、会員およびメディカルスタッフの教育に関すること。	
(卒前・初期臨床研修教育小委員会)	神経学に関する医学生および初期臨床研修医の教育の企画・実施に関すること。	
(専門教育小委員会)	専門医を目指す若手医師の教育および会員の生涯教育に関わる企画・実施、学術大会時および支部主催の生涯教育講演会の企画・実施に関すること。	本委員会のもとに、「専門医育成教育ワーキング部会」、「生涯教育ワーキング部会」および「フェロシップ部会」を置く。
(教育リソース事業小委員会)	教育コンテンツの制作・収集および情報システムを活用して会員に提供する事業の企画・実施に関すること。	

(メディカルスタッフ教育小委員会)	メディカルスタッフ（看護師、介護関係者、リハビリテーション関係者、臨床検査技師等）を対象とした教育セミナー等の企画・実施に関すること。	
学術大会教育プログラムワーキンググループ	学術大会プログラムとして実施する教育プログラムの企画に関すること。	
国際対応委員会	海外の神経学会との交流、共同研究会の企画・実施に関すること。	
用語委員会	神経学用語に関すること。	
ガイドライン統括委員会	診療ガイドライン新規作成および改訂に関する企画・実施および刊行を行ない、神経疾患診療の普及活動を行うこと。	
英文誌編集委員会	英文機関誌刊行に関する企画及び刊行に関すること。	
学術大会運営委員会	学術大会の基本方針に関すること。	
会員制度・行動規範委員会	1. 会員制度に関すること 2. 「行動規範」策定に関すること	
キャリア形成促進委員会	神経内科医としてのキャリアの充実と継続に関すること。	
災害対策委員会	1 災害発生時の医療支援に係る企画に関すること。 2 災害医療支援ネットワークの運用に関すること。 3 災害発生時の医療支援に関する関係機関等との調整に関すること	

アーカイブズ委員会	学会アーカイブズ資料の収集、保存および公開に関すること。	
医療安全委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療安全に係わる調査、教育、普及啓蒙に関すること。 2 医療安全に係わる外部機関等への調査協力に関すること。 3 その他、医療安全に関すること。 	

2 特別委員会

委員会名	設置目的	設置期間
第59回学術大会年次学術委員会	第59回学術大会の企画・立案に関すること	平成29年1月27日から2年間
臨床医部会設置準備委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般病院、開業の神経内科臨床を行っている専門医の医療活動、臨床研究をサポートおよび奨励することにより、神経内科領域の医学レベルの向上を目的とする。 2. 学会の運営活動に積極的に参加関与して臨床医としての意見を学会活動に反映させる。 3 臨床医部会（仮称）設置準備に関すること。 	平成29年1月25日から2年間
専門医制度検討委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医制度の企画・立案に関すること 2 専門医育成に関する企画・立案に関すること 3 専門医制度に関する関係機関および関連学会との連絡調整に関すること 	平成29年5月29日から2年間

神経内科専門医 課題検討委員会	<p>① 神経内科専門医の経緯と現状を把握すること。</p> <p>② 基本領域化に当たっての課題とその解決の方策をまとめること。</p> <p>③ ①、②の検討結果を報告書にまとめること。</p>	平成28年7月16日から2年間
専門医テキスト 作成準備特別 委員会	専門医育成のためのテキスト作成に係る基本方針等の検討に関する事	平成28年10月18日から2年間
WCN2017 支援 基金管理委員会	<p>1 基金の管理・運用の基本方針に関する事</p> <p>2 WCN2017支援のための予算の策定に関する事</p> <p>3 基金の決算に関する事</p> <p>4 その他基金の運営に関する事</p>	平成28年10月18日から2年間
CIDP/MMN 診療ガイドライ ン作成委員会	CIDP/MMN治療ガイドラインの作成に関する事。	平成29年4月16日から2年間
ギランバレー症 候群、フィッシャ ー症候群 診療 ガイドライン作 成委員会	ギランバレー症候群、フィッシャー症候群ガイドラインの作成に関する事。	平成29年4月16日から2年間
デュシェンヌ型 筋ジストロフィ ー診療ガイドラ イン委員会	デュシェンヌ型筋ジストロフィー診療ガイドラインの作成に関する事。	平成29年4月16日から2年間
細菌性髄膜炎診 療ガイドライン 作成委員会	細菌性髄膜炎診療ガイドラインの作成に関する事。	平成29年4月16日から2年間

重症筋無力症診療ガイドライン作成委員会	重症筋無力症診療ガイドラインの作成に関すること。	平成29年4月16日から2年間
頭痛診療ガイドライン作成委員会	頭痛診療ガイドラインの作成に関すること。	平成29年4月16日から2年間
筋萎縮性側索硬化症診療ガイドライン作成委員会	1 筋萎縮性側索硬化症診療ガイドラインの作成に関すること。 2 ALS 診療・ケアの向上を目指すこと。	平成29年7月16日から2年間
パーキンソン病診療ガイドライン作成委員会	パーキンソン病診療ガイドラインの作成に関すること。	平成26年4月12日から5年間
認知症疾患診療ガイドライン作成委員会	認知症疾患診療ガイドラインの作成に関すること。	平成26年4月12日から5年間
てんかん診療ガイドライン作成委員会	てんかん診療ガイドラインの作成に関すること。	平成26年4月12日から5年間
多発性硬化症／視神経脊髄炎診療ガイドライン作成委員会	多発性硬化症／視神経脊髄炎診療ガイドラインの作成に関すること	平成26年4月12日から5年間
神経疾患の遺伝子診断ガイドライン作成委員会	神経疾患の遺伝子診断ガイドライン作成に関すること。	平成29年7月16日から2年間

単純ヘルペスウイルス脳炎診療ガイドライン作成委員会	単純ヘルペスウイルス脳炎診療ガイドライン作成に関すること	平成29年4月13日から2年間
ジストニア診療ガイドライン作成委員会	ジストニア診療ガイドライン作成に関すること。	平成29年5月29日から2年間
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症診療ガイドライン作成委員会	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症診療ガイドラインの作成に関すること	平成26年10月18日から5年間
HTLV-1関連脊髄症（HAM）診療ガイドライン作成委員会	HTLV-1関連脊髄症（HAM）診療ガイドラインの作成に関すること	平成29年5月27日から5年間
筋強直性ジストロフィー診療ガイドライン作成委員会	筋強直性ジストロフィー診療ガイドライン作成に関すること	平成29年5月27日から5年間

第2条 各委員会の運営については、委員会に関する細則によるものとする。

第3条 この規程を改正するときは、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、平成23年7月16日から施行する。

附則

この規程は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

この規程は、平成25年1月25日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月20日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月19日から施行する。

附則

この規程は、平成26年1月25日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この規程は、平成27年1月30日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月11日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年1月29日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月9日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月16日から施行する。

附則

この規程は、平成28年11月12日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月15日から施行する。